

平成22年12月17日

## 地球温暖化対策のための税(石油石炭税の増税)について

全国石油商業組合連合会  
会長 関 正 夫

16日、政府は、「平成23年度税制改正大綱」をとりまとめ、平成23年10月1日から、「地球温暖化対策のための税」(石油石炭税の増税)を導入することを決定した。

仕切価格が、毎週や毎日のように銭単位で改定されている中で、施行時の増税額は25銭/Lであり、こうした何十銭単位の増税が、5年間も小刻みに続き、それを毎年、価格転嫁することは極めて困難である。

一方、電気・ガス業界には、必要なコストを料金転嫁できる仕組みがあるが、石油販売業界には、こうした仕組みがない。石油元売は、増税分について仕切価格を上げてくるだろうが、ガソリンスタンドではリッター単位の商売をしており、銭単位で値上げすることは出来ず、販売業者の負担となることが懸念される。とりわけ、中小零細業者に対する配慮が望まれる。

毎年、2000SSが撤退・廃止している中、さらなる負担が増えれば、SSの撤退に拍車をかけることになりかねない。そうなれば、SS過疎化がますます進み、過疎地等における灯油配送などに支障をきたす。

政府におかれては、こうしたSS現場における窮状をご理解いただいた上で、政策を考えていただきたいと、願う次第である。

以上